

議案第15号

小松島市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を
改正する条例について

小松島市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成24年小松島市条例第36号）の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

小松島市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成24年小松島市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「条例で定める期間」を「高年齢として条例で定める年齢」に、「5年」を「55歳（小松島市職員の定年等に関する条例（昭和59年小松島市条例第20号）第3条ただし書に規定する職員にあっては、58歳）」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。